



室原地区 地域計画だより

令和6年6月 第2号
室原行政区、室原復興組合
浪江町役場、農業委員会

日頃から町の農業行政にご理解を賜るとともに、営農再開に向けてご尽力頂きありがとうございます。

室原地区では、令和5年3月末に特定復興再生拠点区域が解除され、除染後農地を地域で維持管理されてきましたが、今後は営農再開に向けて、ご自身の農地をどうするのか、地域の農業をどのようにしていくのかなど話し合いが必要な時期に来ています。

1月に地域計画制度のほか、ほ場整備事業や営農再開支援事業の概要についてご説明をし、今後は地域計画の策定を通じ、室原地区の農業の将来について検討していくこととなりました。

その基礎資料として農地所有者のご意向を2月から確認を行ってきました。今後はその意向等をもとに具体的な話し合いが行われ、営農環境が整備され、地域の農業が持続、発展していくことを期待しています。

浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1 地域計画とは

「地域計画」は国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。

◆地域の皆さんが守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくために、地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『**地域計画**』です。

◎地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を作成します。

◎国の営農再開支援事業(除染後農地等の保全管理)により、復興組合で補助金を受け営農再開を行う前提で農地の草刈りや耕起を行ってきましたが、この営農再開支援事業は令和7年度までとなっています。

◎事業終了後は誰かが営農していく必要があり、そのため今から「誰がどこで営農していくのか」を検討していく必要があります。

2 意向確認の内容

◆令和5年3月末に特定復興再生拠点が解除になりましたが、その解除になった農地所有者の方々を対象に農地に関するご意向を確認しました。

- (1) 調査期間 令和6年2月～3月
- (2) 調査票発送数 99人
- (3) 回答数 69人 回答率 70%

問1 所有地を自分で耕作しますか。

- | | | |
|----------------------|-----|-----|
| (1) 全部の農地を耕作する。 | 4人 | 6% |
| (2) 一部の所有地で耕作する。 | 7人 | 10% |
| (3) 自分では耕作しない。 | 58人 | 84% |
| (4) 所有地以外の農地でも耕作したい。 | 0人 | 0% |

問2 所有地を誰かに貸しますか。

(問1で回答が(2)(3)だった方を対象)

- | | | |
|------------------|-----|-----|
| (1) 全部の所有地を貸したい。 | 53人 | 77% |
| (2) 一部の所有地を貸したい。 | 7人 | 10% |
| (3) 所有地は貸さない | 4人 | 6% |

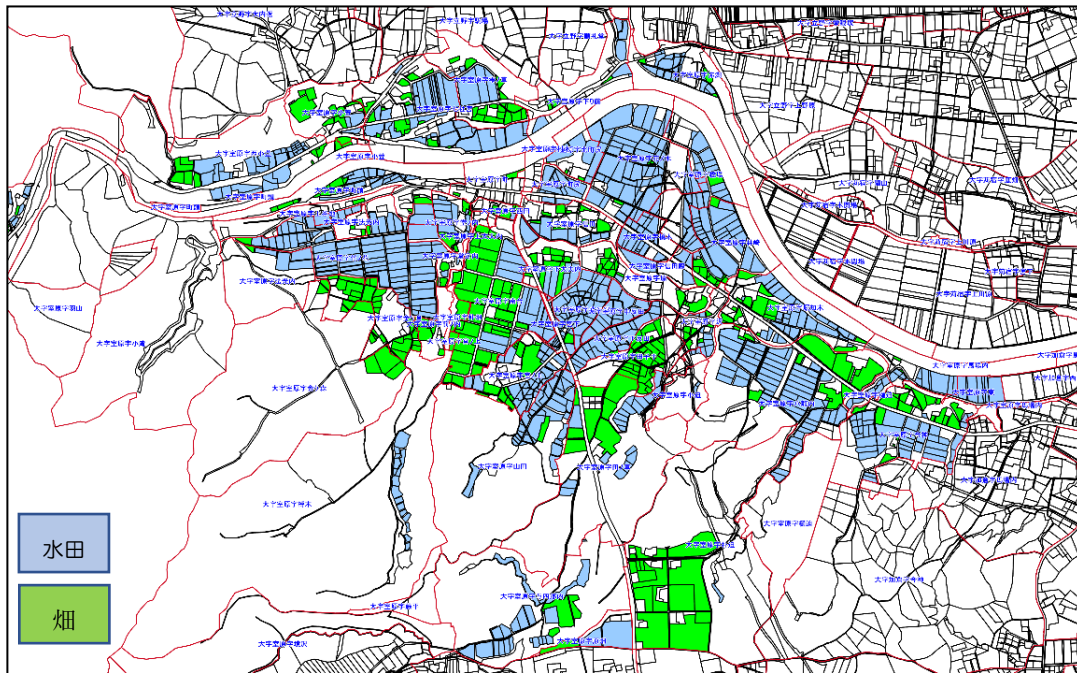
問3 担い手が農地を借りて営農の際、小規模農地は畦畔を取ったり排水を良くしたいとの要望があった場合、基盤整備事業のより可能なものはどれですか。(複数選択可)

- | | | |
|------------------------------------|-----|-----|
| (1) 畦畔を除去しても構わない。 | 37人 | 54% |
| (2) 所有地が地続きの場合のみ、その間の畦畔を除去しても構わない。 | 15人 | 22% |
| (3) 暗きょ排水の工事をしても構わない。 | 35人 | 51% |
| (4) 現状のままで貸したい。 | 11人 | 16% |

問4 農地の大区画やパイプラインの整備などを行う、ほ場整備事業についてのご意向を教えてください。

- | | | |
|-------------|-----|-----|
| (1) 協力できる。 | 35人 | 51% |
| (2) 協力できない。 | 21人 | 30% |

3 地域計画の範囲



4 今後の進め方

今回の農地所有者の意向確認の結果、約8割の方が、「自分では耕作しない。」と回答しています。そのため、地域計画では今後の営農再開に向け、どの農地で、誰が営農していくかを室原行政区、復興組合が中心となり検討していきます。

室原地区では、令和4年度に営農再開に向けたビジョンを策定していますが、ビジョンの具体化に向けた計画が地域計画と言えます。

2 室原地区営農再開ビジョン

(1) 現状・課題から考える営農再開のイメージ

1) 経営形態のイメージ <本編 P. 19~20>

室原地区の課題	課題への対応の方向性（経営形態のイメージ）
◇担い手の問題 限られた担い手での営農再開に向けて、地域での組織化を考える方が多い状況です。 （アンケートより） ○農地所有を続けたい：32.9% ○自ら営農を再開したい：15.4% ○将来の営農形態意向 集落営農組織：50.0% ○復興組合での課題は、人材の不足：65.3% ○復興組合の方向性 農業法人化して地域の農業を担う組織となること：36.7%	①営農組織による経営 ・まとまった規模での営農により収益性を確保 ・様々な立場で地権者・住民が参画 ・町内他地区との連携 ・補助制度による農業機械・施設の導入支援等の活用 ②個人での経営 ・個人、家族経営として展開 ・補助制度による農業機械・施設の導入支援等の活用 ③外部法人の参入誘致 ・ほ場整備、農地の集約による外部法人が参入しやすい環境づくり ・まとまった規模での営農

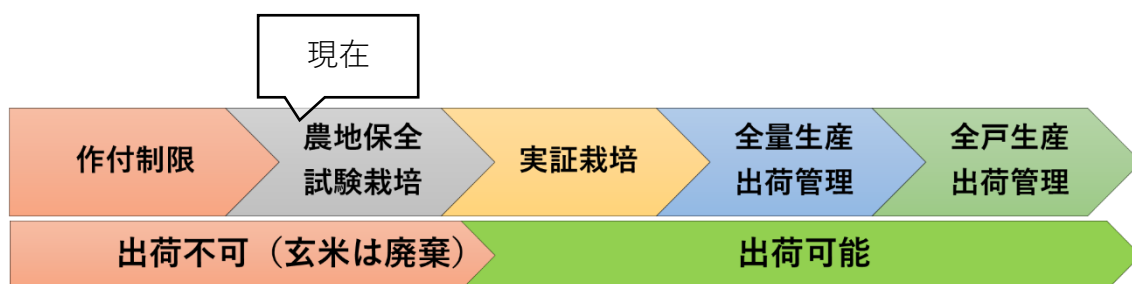
令和4年3月策定の室原地区営農再開ビジョン(抜粋)

（浪江町地域計画のホームページからご覧いただけます。）

5 営農再開に向けた水稻の試験栽培

室原地区では、営農再開に向けた水稻の試験栽培に取り組んでおります。現在、「農地保全・試験栽培」の段階であり、玄米の出荷が制限されております。試験栽培を通じて、土質や水系、気象条件等、様々な条件下における玄米の放射性セシウム濃度を確認します(100Bq/kg 以下であること)。

こうした試験を積み重ね、室原地区と町が、「作付制限を解除しても大丈夫」と判断できれば、国に作付制限解除を要望します。



令和5年度の試験では、玄米及び灌漑水中の放射性セシウム濃度は、十分低い値でした(大柿ダム水系)。今年度は、ほ場を変更し、山田溜め池の水系での試験を実施しています。5月6日には、復興組合や地元の多くの方が参加され、田植えや水路の草刈を実施しました。稲は順調に生育しており、水路周辺ではホタルも観察されました。秋に調査用の玄米を採取し、分析を実施します。



❁浪江町役場 農林水産課農政係

☎0240-34-0245

❁浪江町農業委員会事務局

☎0240-23-5706

❁福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)

☎0240-23-5716

❁お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい❁

詳細はこちら

